令和3年度保険料率算定について (補足資料)

令和2年度

全国

医療給付費分

5.27% (5.269%)



共通料率分

4.73% (4.731%)



10.00%

医療給付費/ 総報酬

5,236,260 / 99,374,307(単位:百万円)

【参考】

加入者数 413,450百人

1人あたり医療給付費 126,648円

奈良支部

医療給付費分

(調整後)

5.37% (5.370%)

(対全国比+0.10%)

調整前医療給付費 5.80%

5.80%

支部医療給付費/ 支部総報酬 43,555/751,596(単位:百万円)

【参考】

1人あたり医療給付費(調整前) 129,103円

年齢調整 0.01% 所得調整 0.42%

令和2年度支部加入者数(見込み)3,374百人 全国加入者数(見込み)413,450百人

支部加入者数/全国加入者数 0.816% 支部総報酬/全国総報酬 0.756%



共通料率分

4.73% (4.731%)



精算分 0.03%

(0.032%)



インセンティブ 0.004%



10.14% (10.137%)

令和3年度

全国

医療給付費分

5.29% (5.295%)



共通料率分

4.71% (4.705%)



10.00%

医療給付費/ 総報酬

5,219,755 / 98,584,466(単位:百万円)

【参考】

加入者数 410,070百人

1人あたり医療給付費 127,289円

奈良支部

医療給付費分

(調整後)

5.34%

(5.340%)

(対全国比+0.05%)

調整前医療給付費 5.81%

支部医療給付費/ 支部総報酬 42,538/732,081(単位:百万円)

【参考】

1人あたり医療給付費(調整前) 128,965円

年齢調整 0.03%

所得調整 0.44%

令和3年度支部加入者数(見込み)3,298百人 全国加入者数(見込み)410,070百人

> 支部加入者数/全国加入者数 0.804% 支部総報酬/全国総報酬 0.743%



共通料率分

4.71% (4.705%)

精算分 0.03% (0.038%)

インセンティブ 0.007**%**

10.00%

【保険料減少の要因について】※端数整理の関係上、各料率の合計が一致しない

- ■依然として、調整後であっても全国平均に比して医療給付費にかかる保険料率が高いが、奈良支部の医療給付費にかかる保険料率は前年度に比べると減少。
 - · 奈良支部医療給付費: 5.370%→5.340%(年齢·所得調整後)
 - •共通料率4.731%→4.705%
 - →このことによる前年度との差異: -0.06ポイント(奈良0.030+共通0.026=0.056)(合算後、四捨五入)
- ■令和元年度決算精算分による黒字(-0.03ポイント)
 →このことによる前年度との差異: -0.07ポイント(R2年プラス精算0.032+R3年マイナス精算0.038=0.070)
- ■インセンティブ制度による影響(-0.007ポイント)
 - →このことによる前年度との差異: -0.01ポイント(前年度との差) (R2保険料率の際は加算対象であったことにより+0.004だったため(0.007と0.004との差異を四捨五入))
- ■調整前医療給付費について

 $(R2)5.80\% \rightarrow (R3)5.81\%$

- ・1人あたり医療給付費の減少、加入者数の減少により分子が減ったが、それ以上に分母の総報酬が減少したため、 0.01ポイントの増加。
- ・なお、全国平均は0.02ポイントの増加。
- ・全国平均は1人あたり医療給付費が+0.5%増となっているが、奈良は-0.1%の減。
- ■年齢調整について(-0.03ポイント)

奈良支部は、全国に比べて、20~44の世代が少なく、5~19歳の主に被扶養者の世代と70歳以上の世代が多い。 70歳以上は1人あたり医療給付費が406,509円と特に高くなるため、若干年齢調整が働いている。

■所得調整について

被保険者の標準報酬月額は全国平均並みであるが、扶養率が高いため、被扶養者も合わせて報酬計算すると、加入者数に対する総報酬は全国に比して少なくなる。